

令和3年第7回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和3年7月26日（月）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 16時10分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	欠	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	欠
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	欠	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	欠	14番	丸山隆一	出
出席 9名			欠席 5名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	欠	南畑1	関根 和市	欠
水谷2	神山 稔	欠	南畑2	谷合 章	欠
鶴瀬1	横山 勝之	欠	南畑3	萩原 好伸	欠
鶴瀬2	星野 幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷 合 正 史	事務局主査	吉 野 武 明
事務局主任	荒 木 貢		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員9名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|------|----|
| 14番 | 丸山隆一 | 委員 |
| 3番 | 荻島保夫 | 委員 |
| 4番 | 細田勉 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

・農地区分につきましては、2つの区分に該当します。

1つ目が、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

2つ目が、申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に三浦病院、南畑幼稚園の医療機関、教育施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック 1～3 段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第 2 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認 3 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第 2 - 1

(事務局説明)

本件は、平成 13 年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和 4 年の 6 月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、7 月 14 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第 2 - 2

(事務局説明)

本件は、平成 13 年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和 4 年の 6 月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、7 月 14 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第2－3

(事務局説明)

本件は、平成13年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和4年の9月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、7月14日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明2件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員の賛成により案件を「承認」とした。

○議案第3－1

(事務局説明)

事務局において、7月14日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地4筆3,180㎡について、農地としての管理されていることを確認しました。申請者は家族3人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も問題がないものと思われま

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。家族できちんと農業経営をしている方であり、支障がないと思われま

○議案第3－2

(事務局説明)

事務局において、7月14日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地12筆14,197㎡について、農地としての管理されていることを確認しました。申請

者は家族2人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も問題がないものと思われます。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。きちんと農業経営をしている方であり、支障がないと思われます。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農地利用配分計画に対する意見について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により「原案のとおり決定」とした。

また、農地利用配分計画に対する意見については、全委員の賛成により承認すべきものとし「意見なし」とした。

○議案第4-1

(事務局説明)

- ・借受人と貸付人は同一人
- ・利用権の種類 使用貸借 ・借賃 0円/10a
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 8年7ヶ月 令和3年10月1日から令和12年4月30日まで
- ・3筆 合計面積 2,900㎡

第5号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画について

○議長は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により原案のとおり決定された。

○議案第5-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については7月14日に確認し、適正に管理されていました。

「都市農地貸借円滑化法第4条第3項各号の要件について」

① 法第4条第3項本文（農作業常時従事要件）

- ・従事人数…19名

- ・常時従事者…理事長 1名

② 法第4条第3項第1号

(申請者)

- ・幼稚園児に農作業を体験させ、子供同士及び保護者たちの交流を図る。
- ・近隣の住民とも園児の農作業風景を見せることで交流していきたい。

(所有者)

- ・園児に農作業を体験させ、生育過程を観察させる。収穫時には園児や保護者と交流を図る。

③ 法第4条第3項第2号(地域との調和要件)

- ・申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への適正な配慮を行う。宅地と道路を挟んでいるため影響はない。

④ 法第4条第3項第3号(全部効率利用要件)

- ・所有農地営農状況…所有農地(所有地0㎡、借入地0㎡)は現在ありません。
- ・農機具所有状況…トラクター1、トラック1、テラー1、播種機1
- ・従事人数…19人 常時従事者…1人(理事長)

以上都市農地貸借円滑化法第4条第3項各号の要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

7月23日に申請者を訪問しました。事務局の説明通り問題ないと思われまます。

第6号議案 富士見都市計画生産緑地地区の変更に対する意見について

- 議長は、富士見都市計画生産緑地地区の変更に対する意見について22件を議題として上程し、事務局説明及び委員報告後、委員に諮り、全委員の賛成により、すべて適当であるとした。

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和3年6月18日から令和3年7月19日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 6件 |

日程第4 協議報告事項

1. 令和3年度 8.1調査について
2. 農地中間管理事業について（公益社団法人 埼玉県農林公社）

議長は、令和3年第7回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月26日

議長

14番

3番

4番
